

## 『経済危機対策』

### 「子育て応援特別手当」の拡充について

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳までの児童一人あたり、3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施する。

#### (内容)

○支給対象となる子：平成21年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれ(平成21年3月末において3～5歳の子)の子ども(330万人程度)

(注) 平成20年度第2次補正予算による子育て応援特別手当は、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子に対し、一人あたり3.6万円を支給。

具体的には、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3～5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)が対象

※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

- 支給額 : 支給対象となる子ども一人あたり3.6万円(1回払い)
- 支給先 : 支給対象となる子の属する世帯の世帯主  
(支給基準日(検討中)の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)
- 支給手続 : 各世帯主からの申請に基づき支給する。
- 申請期限 : 各市町村における申請受付開始日から○か月(検討中)
- 予算額 : 事業費約1,254億円(全額国庫負担)  
※ 平成21年度補正予算案に計上。

## 平成21年度 安心こども基金の配分額の算定方法について

区 分	配分内訳	配分額の算定方法
<b>1. 保育サービス等の充実</b>	283億円	
拡充 (1) 保育所等整備事業 ・保育所の耐震化整備費の補助 ・賃貸物件による保育所整備事業の対象拡大	225億円	$180\text{億円} \times \text{A県就学前児童数} / \text{全国就学前児童数}$ + $45\text{億円} \times \text{A県待機児童数} / \text{全国待機児童数}$
新規 (2) 広域的保育所利用事業 ・自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスの実施	43億円	$34\text{億円} \times \text{A県就学前児童数} / \text{全国就学前児童数}$ + $9\text{億円} \times \text{A県待機児童数} / \text{全国待機児童数}$
拡充 (3) 家庭的保育改修等事業 ・自宅以外で家庭的保育事業を実施する場合の賃借料補助	6億円	$5\text{億円} \times \text{A県登録保育士数} / \text{全国登録保育士数}$ + $1\text{億円} \times \text{A県家庭的保育者数} / \text{全国家庭的保育者数}$
拡充 (4) 保育の質の向上のための研修事業等 ・保育士再就職支援コーディネーターの配置	9億円	$9\text{億円} \times \text{A県登録保育士数} / \text{全国登録保育士数}$
新規 2. 認定こども園等の環境整備等事業(文部科学省関係)分	68億円	幼稚園教員数、幼稚園数、認定こども園数等により配分
新規 3. すべての子ども・家庭への支援 ・地域子育て創生事業	502億円	$408\text{億円} \times \text{A県18歳以下児童数} / \text{全国18歳以下児童数}$ + 2億円

区 分	配分内訳	配分額の算定方法
新規 4. ひとり親家庭等への支援事業分	502億円	
(1)高等技能訓練促進費等事業	178億円	53億円 × (A県児童扶養手当受給者数 / 全国児童扶養手当受給者数) + 125億円 × (A県高等技能訓練促進費支給実績 / 全国高等技能訓練促進費 の支給実績)
(2)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	250億円	事業を実施するために厚生労働大臣が必要と認めた額
(3)その他事業	74億円	50.4億円 × (A県児童扶養手当受給者数 / 全国児童扶養手当受給者数) + 0.5億円
新規 5. 社会的養護の拡充	146億円	
・社会的養護の拡充		146億円 × A県の社会的養護児童数 / 全国の社会的養護児童数
	計 1500億円	計数はそれぞれ四捨五入しており、端数により合計と合致しないものがある。

2 1 年 度 版	
別 紙	
平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱	
(通則) (略)	
(交付の目的)	2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、 <u>地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</u>
(交付対象事業)	3 この交付金は、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。
(交付額の算定方法)	4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。 (1) <u>保育サービス等の充実</u> （文部科学省関係を除く） <u>保育サービス等の充実</u> （文部科学省関係を除く）にかかる交付額は、次のアからキにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び5から7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。 ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
[保育所等整備事業]	
ア 17,969百万円 ×	$\frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}$
イ 4,492百万円 ×	$\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}$

2 0 年 度 版	
別 紙	
平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱	
(通則)	1 子育て支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
(交付の目的)	2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施し、 <u>子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</u>
(交付対象事業)	3 この交付金は、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。
(交付額の算定方法)	4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。 (1) <u>保育所等整備事業分</u> （認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く） <u>保育所等整備事業分</u> （認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く）にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額（ただし、エについては、4,000万円を下回る場合は4,000万円）と運営要領に定める別添1から6の事業（認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く）を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。 ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
ア 544億円 ×	$\frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}$
イ 136億円 ×	$\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}$

[広域的保育所利用事業]

ウ 3,400百万円 ×

当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和  
全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和

エ 850百万円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数  
全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数

[家庭的保育改修等事業]

オ 500百万円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数  
全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

カ 100百万円 ×

当該都道府県の平成20年度家庭的保育者数  
(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)  
全都道府県の平成20年度家庭的保育者数  
(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)

[保育の質の向上のための研修事業等]

キ 940百万円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数  
全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

(削除)

(削除)

(削除)

(2) 認定こども園等の環境整備等事業 (文部科学省関係) 分

認定こども園等の環境整備等事業 (文部科学省関係) にかかる交付額は、次のアからエにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添10及び11の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[幼児教育の質の向上のための緊急環境整備]

遊具等環境整備 (認定こども園分)

ア 1,118,495千円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

当該都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数

ウ 50億円 ×

全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数

当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

エ 10,436百万円 ×

全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

オ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 認定こども園整備等事業 (文部科学省関係) 分

認定こども園整備等事業 (文部科学省関係) にかかる交付額は、次により算定された額の合計額 (ただし、4,000万円を下回る場合は4,000万円) と運営要領に定める別添5から6の事業 (認定こども園整備等事業 (文部科学省関係) に限る) を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

3,737,887千円 ×

全都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

遊具等環境整備（幼稚園分）

イ 4,218,382千円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 ー  
当該都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

全都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 ー  
全都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

デジタルテレビ整備

ウ 1,153,748千円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 × 未整備率

全都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 × 未整備率

〔認定こども園等における教育の質の向上のため研修支援〕

エ 334,375千円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園教員数

全都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園教員数

(削除)

(3) 家庭的保育改修等事業分

家庭的保育改修等事業にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 48億円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

当該都道府県の平成19年度家庭的保育者数  
(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)

イ 2億円 ×

全都道府県の平成19年度家庭的保育者数  
(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)

(削除)

(4) 保育の質の向上のための研修事業等分

保育の質の向上のための研修事業等にかかる交付額は、次により算定された額の合計額と運営要領に定める別添8の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

50億円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

(削除)

(5) その他事業（都道府県事務費）分

その他事業（都道府県事務費）にかかる交付額は、文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額と運営要領に定める別添9の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) すべての子ども・家庭への支援

すべての子ども・家庭への支援にかかる交付額は、次のアにより算定された額とイに定める額の合計額と運営要領に定める別添12の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[地域子育て創生事業]

$$\begin{aligned} \text{ア} & \quad 40,755 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}} \\ \text{イ} & \quad 200 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

(4) ひとり親家庭等への支援の拡充

ひとり親家庭等への支援の拡充にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添13から18の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[高等技能訓練促進費等事業]

$$\begin{aligned} \text{ア} & \quad 12,473 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度における高等技能訓練促進費の支給実績}}{\text{全国の平成19年度における高等技能訓練促進費の支給実績}} \\ \text{イ} & \quad 5,345 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}{\text{全国の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}} \end{aligned}$$

[ひとり親家庭等の在宅就業支援事業]

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

[その他事業]

$$\begin{aligned} \text{エ} & \quad 5,043 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}{\text{全国の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}} \\ \text{オ} & \quad 50 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

(5) 社会的養護の拡充

社会的養護の拡充にかかる交付額は、次により算定された額の合計額と運営要領に定める別添19から21の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$14,558 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年社会福祉施設等調査報告における社会的養護児童数と平成19年度社会福祉行政業務報告における里親委託児童数の和}}{\text{全都道府県の平成19年社会福祉施設等調査報告における社会的養護児童数と平成19年度社会福祉行政業務報告における里親委託児童数の和}}$$

※この場合、社会的養護児童数とは、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の在在者数を言う。

(交付の条件)  
(略)

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、4(4)ウにかかる額を除き、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、平成21年 月 日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

4(4)ウにかかる額の交付の申請は、別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成22年4月9日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)  
(略)

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余額を文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、平成21年3月9日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

8 特別の事情により4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。



(別紙様式 1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇  
殿  
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成 21 年度子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)  
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙 2)
- 4 添付書類  
(1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本  
(2) その他参考となる書類

## 基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)					
(2) 認定こども園等の環境整備 等事業 (文部科学省関係)					
(3) すべての子ども・家庭への 支援					
(4) ひとり親家庭等への支援の 拡充 (ひとり親家庭等の在 宅就業支援事業を除く)					
(5) 社会的養護の拡充					
合 計					

## 基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇

殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）  
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 条例
  - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
  - (3) その他参考となる書類

## 基金造成経費精算書

区分	基金造成に 要する経費 の実支出額 (A) 円	寄付金その 他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比 較して少ない 方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入 額 (G) 円	差引過 (△) 不足 額 (G-E) 円
(1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)								
(2) 認定こども園等の環境整備 等事業 (文部科学省関係)								
(3) すべての子ども・家庭への 支援								
(4) ひとり親家庭等への支援の 拡充 (ひとり親家庭等の在 宅就業支援事業を除く)								
(5) 社会的養護の拡充								
合 計								

## 基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(注) 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

(別紙様式3)

平成 年度 子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)調書

平成 年度 文部科学省・厚生労働省所管

(都道府県名)

国		都 道 府 県								備 考
歳 出 予 算 科 目	交 決 付 定 の 額 円	歳 入			歳 出					
		科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	う ち 交 付 金 相 当 額 円	支 出 済 額 円	う ち 交 付 金 相 当 額 円	
(項) 初等中等教育等振興費										
(目) 子育て支援対策臨時特例交付金										
(項) 子ども・子育て支援対策費										
(目) 子育て支援対策臨時特例交付金										

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>安心こども基金管理運営要領</p> <p>第1 通則 (略)</p> <p>第2 基金事業 (1) 基金の設置 (略)</p> <p>(2) 基金の設置方法 (略)</p> <p>(3) 基金事業の実施 ① 基金事業の実実施計画の作成等 ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業」の2の⑥欄において事業ごとに規定する事業実施期限（以下「事業実施期限」という。）までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。 イ 都道府県は、事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。 ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、<u>事業実施期限のうち最も遅い日までの基金事業に係る計画を策定する。</u> エ 都道府県は、市町村が事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。 また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。 ② 基金の取崩し 都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。 <u>ただし、事業実施期限の翌日以降実施した事業にかかる経費については、支出できないものとする。</u> ③ 基金事業に係る計画の見直し 都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。</p>	<p>別 紙</p> <p>安心こども基金管理運営要領</p> <p>第1 通則 子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 基金事業 (1) 基金の設置 基金は、都道府県がこれを設置するものとする。</p> <p>(2) 基金の設置方法 基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。 ① 基金の設置目的 ② 基金の額 ③ 基金の管理 ④ 運用益の処理 ⑤ 基金の処分</p> <p>(3) 基金事業の実施 ① 基金事業の実実施計画の作成等 ア 市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）は、<u>平成22年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。</u> イ 都道府県は、<u>平成22年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。</u> ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、<u>平成22年度末までの基金事業に係る計画を策定する。</u> エ 都道府県は、市町村が平成22年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、<u>予め市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。</u> また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。 ② 基金の取崩し 都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。 ③ 基金事業に係る計画の見直し 都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。</p>



(4) 運用益の処理  
(略)

(5) 基金事業の中止  
(略)

(6) 基金の処分の制限  
(略)

(7) 事業の終了

① 特別対策事業は事業実施期限をもって終了とする。また、基金事業は事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算して90日間を限度に基金事業を延長することができる。(この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。)

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の①のウの「事業実施期限のうち最も遅い日」を「事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算し90日後」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式1により報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 区分ごとの精算

事業実施期限が到来した事業は、別添13「高等技能訓練促進費等事業」にかかる分を除き、別添の2の①欄の区分ごとに、⑦欄に掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣(平成23年度分以降は厚生労働大臣)に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式2により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余额を国庫に返還しなければならない。

別添13「高等技能訓練促進費等事業」に係る精算については、(7)の②によるものとする。

(9) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式1により事業実施状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣(平成23年度分以降は厚生労働大臣)に提出しなければならない。

なお、事業実施期限のうち最も遅い日の属する年度の事業実施状況報告については、(7)②によるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金(4)により繰り入れた運用益を含む。)は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成22年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、平成22年度末における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、平成23年6月末まで基金事業を延長することができる。(この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。)

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の①のウの「22年度末」を「23年6月末」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成22年度の事業実施状況報告については、(7)②によるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)による特別対策事業」に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、別添1、2、4及び6から12並びに14から21に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

(略)

(4) 特別対策事業の中止

(略)

(5) 事業実施報告

(略)

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

(略)

② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、別添1から2及び4から8に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。

③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。

その場合、都道府県の負担が生じる特別対策事業については、都道府県負担分を併せて助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。

② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けず、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

③ 文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

⑥ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 市町村が実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ④ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けず、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑦ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑨ 市町村が①から⑧により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑩ ⑤により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① (2)の②、③及び④に掲げる条件
- ② 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。
    - (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
    - (イ) 建物等の用途
    - (ウ) 利用定員
  - イ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
  - ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。